(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等に対し、コミュニティバス停留所の命名権(以下「ネーミングライツ」という。)を付与することに関して、必要な事項を定める ものとする。

(目的)

第2条 ネーミングライツは、民間企業等との協働により、コミュニティバスの新たな収入源を確保し、安定した運営を継続するとともに、地域経済の活性化及び利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) コミュニティバス かこバス
 - (2) 本停名 道路運送法により国土交通大臣へ届けられている停留所の名称。
 - (3) 副停名 道路運送法により国土交通大臣へ届けられている停留所の名称以外 に設ける停留所の名称。
 - (4) 運行事業者 コミュニティバスを運行する事業者。
 - (5) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した者。
 - (6) その他、用語は加古川市広告掲載要綱に準じる。

(ネーミングライツ取得により得られる権利)

第4条 ネーミングライツパートナーが得られる権利は、次の表のとおりとする。

路線名称	得られる権利	
かこバス	(1) 停留所の副停名の命名権	
東加古川ルート	(2)停留所の標柱への副停名掲出	
別府ルート	(3) 車内における副停名アナウンス	
鳩里・尾上ルート	(4) 車内におけるネーミングライツパートナーの	
浜手ルート	音声広告	
	(5) 市ホームページにおけるネーミングライツパ	
	ートナーの紹介	

(ネーミングライツパートナーの基準)

- 第5条 次の各号に掲げる者には、ネーミングライツを付与しない。
 - (1) 法令に違反している者。
 - (2) 市税を滞納している者。
 - (3) 加古川市指名停止基準(平成6年9月30日 告示第166号)に基づく指名停止を受けている者。
 - (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又 は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者。
 - (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号) 第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれ らのものと社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者。
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、ネーミングライツを付与することが適当でないと 市長が判断する者。

(停留所名の基準)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する停留所名は、採用しない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (3) 政治性のあるもの。
 - (4) 宗教性のあるもの。
 - (5) 社会問題についての主義主張。
 - (6) 個人の名刺広告。
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
 - (9) その他、不適当であると市長が認めるもの。

(ネーミングライツ付与の順序)

- 第7条 ネーミングライツを付与する順序は、次のとおりとする。
 - (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの。
 - (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
 - (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの。
 - (4) その他、ネーミングライツを付与することが妥当であると市長が認めたもの。 (決裁)
- 第8条 都市計画部都市計画課長は、市長の権限に属する事務のうち、ネーミングライツパートナーの募集、ネーミングライツ料等その他のネーミングライツに係る必要な事項について決裁することができる。

(ネーミングライツパートナーの募集)

第9条 ネーミングライツパートナーは、広報かこがわ、加古川市ホームページ等 により、期間を定めて募集する。

(ネーミングライツの申し込み手続等)

第10条 ネーミングライツを取得しようとする者は、コミュニティバス停留所ネーミングライツ申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(ネーミングライツ付与の決定等)

- 第11条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、運行事業者の意見を 求めたのち、ネーミングライツ付与の可否について決定し、コミュニティバス停 留所ネーミングライツに関する通知書(様式第2号)により通知するものとする。 (ネーミングライツ料及びネーミングライツを付与する期間)
- 第12条 ネーミングライツ料は、別表のとおりとする。
- 2 前条の規定により、ネーミングライツ付与の決定を受けた者は、市長が指定した期日までに、ネーミングライツ付与期間にかかるネーミングライツ料を一括して納入しなければならない。
- 3 ネーミングライツを付与する期間は2年間とし、それ以降はネーミングライツ パートナーが継続の申し込みを行うことで延長ができるものとする。

(停留所名等の修正)

第13条 市長は、停留所名等が各種法令又は本要綱に違反している、あるいはその おそれがあると判断したときは、いつでも、ネーミングライツパートナーに対し て停留所名等の修正を求めることができる。 (ネーミングライツ付与の取り消し)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ネーミングライツパートナーへの催告その他何らかの手続きを要することなく、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がないとき又は納付する見込みがないとき。
 - (2) 前条の規定による停留所名等の修正をネーミングライツパートナーが行わないとき。
 - (3) 停留所名等が、各種法令又は本要綱に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
 - (4) ネーミングライツパートナーの営業実態がなくなったとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、ネーミングライツの付与が適切でないと市長 が認めるとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ネーミングライツパートナー ーへ事情の説明等を行い、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。
- (1) 路線の改廃等により、対象となる停留所が廃止または移動となるとき。
- (2) その他、運行事業上必要があるとき。
- 3 市長は、第1項又は第2項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した ときは、ネーミングライツパートナーに対し、その賠償の責めを負わない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した ときは、コミュニティバス停留所ネーミングライツ取消通知書(様式第3号)に より通知するものとする。

(ネーミングライツの取り下げ)

- 第15条 ネーミングライツパートナーは自己の都合により、ネーミングライツを取り下げることができる。
- 2 前項の規定によりネーミングライツを取り下げるときは、ネーミングライツパートナーは書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定によりネーミングライツを取り下げた場合は、納付済みのネーミングライツ料は返還しない。

(ネーミングライツ料の環付)

第16条 ネーミングライツパートナーの責に帰さない理由によりネーミングライツ

- の付与を取り消したときは、納付済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当 該ネーミングライツパートナーに還付する。
- 2 前項の規定によりネーミングライツ料を還付する場合、納付されたネーミング ライツ料からネーミングライツを付与した期間(1月未満の端数は1月として計 算する。)に係るネーミングライツ料を差し引いた額を月割で還付するものとす る。この場合において、還付するネーミングライツ料には利子を付さない。
- 3 ネーミングライツ料の還付を受けようとする者は、コミュニティバス停留所ネーミングライツ料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 (ネーミングライツパートナーの責務)
- 第17条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツの名称及び広告内容に 関する一切の責任を負うものとする。
- 2 ネーミングライツパートナーは、第三者から、ネーミングライツの名称及び広 告内容に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び負担 において解決することとする。

(審査機関)

- 第18条 ネーミングライツ付与の可否を審査するため、コミュニティバス停留所ネーミングライツ審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会の委員長は都市計画部次長を、委員は都市計画部都市計画課長、都市計画部市街地整備課長をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長等を、 臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指 名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第19条 審査会の会議は、ネーミングライツの付与に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(既に民間企業等の名称が登録されている停留所の特例)

- 第20条 既に民間企業等の名称が登録されている停留所については、当該民間企業 等がネーミングライツの申し込み手続きを行い、ネーミングライツ料を納入する ことで、本停名の変更は行わず、第4条に準じた事項を行うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、鉄道駅や商工会議所、病院、社会福祉施設、学校、幼稚園、保育園等の名称が登録されている停留所については、公共性が高く市民の利便性を確保する必要があるため、本停名の変更は行わないものとする。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申し込みに 係るネーミングライツ料について適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

	平日便数(上下便数の合計)	ネーミングライツ料/年
	1 ~35 便	72,000 円
かこバス	36~70 便	108,000 円
	71 便以上	144,000 円